

最低制限価格の算定方法について

(令和元年 10 月 1 日発注分以降に適用)

1 算定式

(1) 最低制限価格算定式 (解体工事を除く)

$$\text{① (直接工事費} \times 97\% + \text{②共通仮設費} \times 90\% + \text{③現場管理費} \times 90\% + \\ \text{④一般管理費} \times 55\%) \times 110/100$$

(2) 最低制限価格算定式 (解体工事)

$$\text{① (直接工事費} \times 80\% + \text{②共通仮設費} \times 90\% + \text{③現場管理費} \times 90\% + \\ \text{④一般管理費} \times 55\%) \times 110/100$$

* 予定価格の内訳に、⑤発生材 (有価物) の売却費又はガス工事費等が含まれている場合は、その費用を①～④を基に算定した金額に合算する。

2 設定範囲

予定価格の 10 分の 9.2 から 10 分の 7.5 の範囲

ただし、算定の結果、設定金額が予定価格の 10 分の 7.5 に満たない場合は、予定価格の 10 分の 7.5 とし、設定金額が予定価格の 10 分の 9.2 を超える場合にあっては、予定価格の 10 分の 9.2 とする。

3 最低制限価格の設定

予定価格の内訳から、原則として上記の算定式により算定したうえで、設定範囲内で案件ごとに設定するものとする。